

農用地等売渡価格及び賃貸料の算定基準

公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）が、農地中間管理事業の実施に関する規程及び農地中間管理機構の特例事業の実施に関する規程により取得した農用地等の売渡価格及び借入れた農用地等を貸付ける場合の賃貸料の算定は、取得価格又は借入れ賃料に次の諸経費を加えた額とする。

記

1 売渡価格の算定

(1) 一般事業（有利子事業）によるもの

ア 利息

土地代金支払日から売渡代金納入日までの期間に、公社が土地の買入のために借入れた資金の金利の額から利子補給金を控除した額

イ 経費

保有地並びに資金の管理及び売渡しにかかる経費は次のとおりとする。

- ① 公社保有期間1年未満のものは取得価格に1.5%を乗じて得た額
- ② 公社保有期間1年以上のものは取得価格に2.0%を乗じて得た額
- ③ 前①又は②のほか、農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用の改善が行われた場合には、当該事業に要した経費のうち公社が負担した額

(2) 特別事業（無利子事業）によるもの

ア 利息

無利子。但し、有利子資金を使用することとなった場合は、一般事業によるものに準ずる。

イ 経費

保有地並びに資金の管理及び売渡しにかかる経費は次のとおりとする。

- ① 公社保有期間1年未満のものは取得価格に2.0%を乗じて得た額
- ② 公社保有期間1年以上のものは取得価格に3.0%を乗じて得た額
- ③ 前①又は②のほか、農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用の改善が行われた場合には、当該事業に要した経費のうち公社が負担した額

(3) 特別の事情によるもの

特別の事情により理事長が特に必要と認めた場合は、理事長が定めた額とする。

2 賃貸料の算定

ア 利息

無利子

イ 経費

- ① 借入地並びに資金の管理及び貸付けに係る経費は借入れ賃料に1%を乗じて得た額とする。
- ② 前①のほか、農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用の改善が行われた場合には、当該事業に要した経費のうち公社が負担した額

3 経費の減免

理事長は、特別の事由があると認めたときは、経費の全部又は一部を減免することができる。

附 則

この基準は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成6年4月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の渠津率の登記の日から施行する。(平成24年4月1日)

附 則

- 1 この規程は、農地中間管理事業の実施に関する規程の制定の日（平成26年3月28日）及び農地中間管理機構の事業の特例事業の実施に関する規程の制定の日（平成26年6月2日）から施行する。
- 2 農地保有合理化事業で取得した農用地等の売渡価格及び借入れた農用地等を貸付ける場合の賃貸料の算定基準は、なお従前の例による。